

# 「NEEDLEWORK」販売規約

## 第1章 総則

(規約の適用)

**第1条** 株式会社エーピーコミュニケーションズ（以下「当社」といいます）は、ファイアウォールポリシーテスト自動化アプライアンス「NEEDLEWORK」（以下「本製品」といいます）の販売規約（以下、「本規約」といいます）を以下の通り定めます。

(用語の定義)

**第2条** 本規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとします。

(1) 本製品

当社が提供するソフトウェア及びハードウェアの両機能により構成されるファイアウォールポリシーテスト自動化アプライアンス製品(製品名:NEEDLEWORK)をいいます。

(2) 契約者

本製品を当社から購入し、本製品を利用する者をいいます。

(3) 契約者設備

本製品を利用するため契約者が設置するサーバー、PC、電気通信設備その他の機器及びソフトウェア並びに電気通信回線をいいます。

(本規約の送付及び本規約の変更)

**第3条**

当社は、本規約を変更することがあります。この場合、契約者の利用条件は、変更後の規定によるものとします。

2 前項の変更をするときは、事前に、契約者が予め書面で指定した電子メールアドレス宛に電子メールにてその旨を通知し、変更後の規約を送付することとします。

## 第2章 販売条件

(販売条件)

**第4条** 本製品の機能は、別途当社から契約者に提示される NEEDLEWORK マニュアル(以下、「本マニュアル」といいます)に記載のとおりとします。

2 当社は、契約者に対して、本製品に関する知的財産権を本規約に記載の目的及び本マニュアルに基づいた適切な操作で使用する譲渡不可の非独占的使用権を付与します。

3 知的財産権を除く本製品の所有権は、契約者が本製品の購入金額及びこれにかかる消費税等の支払いを完了した時に契約者に移転するものとします。

## 第3章 本製品の購入方法及び価格

(本製品の申込方法)

**第5条** 本製品の購入の申込みをするときは、本規約を遵守することを承諾の上、当社所定の注文書必要事項を記入して、提出するものとします。

2 前項の申込みがなされて、当社が注文請書を発行することにより、契約が成立するものとします。

(本製品の価格)

**第6条** 本製品の価格は、当社所定の注文書に定めるとおりとします。

(購入金額等の支払い)

**第7条** 契約者は、本製品の購入金額及びこれにかかる消費税等を、購入月の末日に締切り、当社が発行する請求書に基づき、翌月末日までに当社の指定する銀行口座に振り込んで支払うものとします。なお、振込手数料は、契約者の負担とします。

(遅延損害金)

**第8条** 契約者が、本製品の購入金額その他本規約等に基づく債務を所定の支払期日を過ぎても履行しない場合、契約者は、所定の支払期日の翌日から支払日までの日数に、年14.6%の利率で計算した金額を遅延利息として、本製品の購入価格その他の債務と一括して当社に支払うものとします。

## 第4章 知的財産権及び機密保持

(知的財産権)

**第9条** 本製品に関する文書、図面、ドキュメント等を含め、本製品に関する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）及び著作人格権（著作権法第18条から第20条の権利）並びにそれに含まれるノウハウ等の一切の知的財産権は、当社またはその供給者に帰属するものとします。

(機密保持)

**第10条** 契約者及び当社は、本製品の利用により知り得た相手方の販売上、技術上（ソフトウェアコード・構造・編成等）又は営業上その他の機密情報を、本製品利用のためにのみ使用するとし、相手方の事前の書面による承諾なしに第三者に開示、漏洩しないものとします。

2 前項の規定にかかわらず、特に定めがない限り次の各号に掲げる情報は機密情報として扱わないものとします。

- (1) 既に公知の情報又は開示後受領者の責によらないで公知となった情報
- (2) 本サービスにより知り得た以前から保有していた情報
- (3) 本サービスにより知り得た情報によらず、独自に開発した情報
- (4) 正当な権利を有する第三者から守秘義務を負うことなく適法に入手した情報

(契約者情報の取り扱い)

**第11条** 当社は、当社のホームページ上で公開するプライバシーポリシーに基づき、契約者情報を厳格に取り扱います。当社のプライバシーポリシーのURLは以下の通りとなります。

<http://www.ap-com.co.jp/security/index.html#kojin>

## 第5章 契約者の責任

(設備設定及び維持)

**第12条** 契約者は、自己の費用と責任において、本マニュアルに定める条件にて契約者設備を設定し、契約者設備及び本製品利用のための環境を維持するものとします。

2 契約者は、本製品を利用するにあたり、自己の費用と責任をもって、電気通信事業者等の電気通信サービスを利用して契約者設備をインターネット等に接続するものとします。

(ID及びパスワードの管理責任)

**第13条** 契約者は、契約者設備に関して、自己の責任において、ユーザーID及びパスワードを開示、貸与、共有するものとし、契約者以外の第三者に漏洩することのないよう厳重に管理するものとします。ユーザーID及びパスワードの管理不備、漏洩、使用上の誤り、または第三者による不正使用等により損害が生じても、当社は一切の責任を負わないものとします。

(バックアップ等)

**第 14 条** 契約者は、本製品を利用して発信、受信するデータ等については、自己の責任において、バックアップその他の管理、保存をするものとし、当社にかかるデータ等の消失、毀損等に関して、一切の責任を負わないものとしします。

(輸出管理)

**第 15 条** 契約者が、本製品を直接または間接的に輸出、海外への持ち出し、非居住者への提供に該当する取り扱いをする場合は、日本国の輸出関連法規に従い必要な手続きをとるものとしします。なお、米国輸出管理法など外国の輸出関連法規の適用を受け、所定の手続きが必要となる場合も同様としします。

(禁止行為)

**第 16 条** 契約者は、以下の各号に掲げる行為をしてはならないものとしします。

- (1) 本製品を複製すること。
- (2) 当社の書面による同意がある場合を除き、契約者以外の第三者に対して、本製品をサブライセンスし、譲渡し、又はその複製物を譲渡、転貸すること。
- (3) 本製品の改変、逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリングをすること。
- (4) 本製品を用いて、第三者の著作権、肖像権等を侵害する行為または不利益を与える行為、公序良俗に反する行為、法令に違反する行為又は違反のおそれのある行為をすること。
- (5) 商標、商号、著作権表示、説明文言その他本製品に記載されている権利に関する表示を削除ないし改変すること。

## 第 6 章 当社の免責

(免責事項)

**第 17 条** 当社は、本製品の内容が、契約者の特定の目的に適合すること、期待する機能を有していること、不具合や故障が生じないことを含め、本製品に関して、その完全性、確実性、有用性その他何らの保証もいたしません。

- 2 当社は、本製品またはその利用に起因して、契約者又は第三者が損害を負うことがあっても、結果的損害、付随的損害、逸失利益を含め、その原因を問わず、一切の賠償責任を負わないものとしします。

## 第 7 章 製品保守サポート

(保守サポートの提供)

**第 18 条** 当社は、本製品に関し当社が妥当とする保守サポートを提供します。

(保守サポートの実施及び問い合わせ)

**第 19 条** 本製品の保守サポートは、当社もしくは当社の指定事業者が実施します。

- 2 なお、当社は本製品の保守サポートに係る窓口 (Eメールアドレス) を開設するものとし、その連絡先については本マニュアル内に明記するものとしします。
- 3 製品の使用に関する問い合わせ対応は、Eメールによって提供します。但しマニュアル記載相当事項の継続的な質問や、本製品の利用に関わらない事項について当社は回答の責任を負いません。

(保守サポートの内容)

**第 20 条** 当社は契約者に対し以下の保守サポートを提供します。

- (1) 本製品の保守サポート期間について (納品後 1 年間の期間について)  
当社より納品された本製品において 1 年以内に不具合が発生した場合は、設計上あるいは製造上の欠陥における不具合で当社に責任がある場合に限り、1 年間の無償修理、交換による不具合の解消に努めます。

- (2) 有償保守サポートについて（納品後1年間の期間を超えた場合について）  
契約者は、納品後1年間の期間を超えた場合について、当社が発行する見積り金額の保守サポート費用を支払うことにより、前号と同様の保守サポートを受けることが出来ます。当該保守サポート費用は、前払いとし、これにかかる消費税等とともに、納品後1年経過後した日の末日に締切り、当社が発行する請求書に基づき、翌月末日までに当社の指定する銀行口座に振り込んで支払うものとし、なお、振込手数料は、契約者の負担とします。なお、当該有償サポートを受けない場合の、本製品に係る修理、交換に関する費用に関しては、当社が発行する都度の見積りによります。
- (3) 製造責任について  
当社は本規約に記述されていない特別な保証サポートや契約は行いません。またその他の保証や契約については明示もしくは暗示の如何を問わず認めません。よって製品の誤動作及び欠陥については、当社は修理もしくは交換によつてのみにその責任を限定します。
- (4) サポートの対象外  
当社は、故障の原因が以下に掲げる各号に該当する場合、当社はいかなる責任も負わないものとし、契約者の依頼により修理、補修、改良又は機能の追加等を行った場合には、当該作業に要した費用を契約者に請求できるものとし、
- ・ 契約者設備又はその他の契約者社内システムによる不具合である場合
  - ・ 本マニュアルに定める機能に定義しておらず、本来本製品が有しない機能である場合
  - ・ 契約者が本規約、本マニュアルを遵守しないことが原因である場合
  - ・ 天災及び通常の損耗や劣化による損傷が原因の場合
  - ・ 契約者の過失、事故、不適切な環境（電力の急増、水害、熱にさらす等を含むが、これに限られない）及び管理の欠如による損傷が原因の場合。
  - ・ 前各号のほか、当社の責めによらずして発生した事象が、本製品の正常な動作を妨げる原因である場合

（ソフトウェアの更新）

第21条 当社はNEEDLEWORK管理コンソール（WEB画面）よりソフトウェア更新を行うことができるアップデート機能を提供します。この機能を正常に動作させるために契約者はファイアーウォールやルータの指定ポートをオープンしなければなりません。ポートがオープンされていない場合は、ソフトウェア更新ができません。契約者がNEEDLEWORK管理コンソールから更新を実施することにより本製品ソフトウェアは最新状態になります。

## 第8章 その他

（反社会的勢力の排除）

- 第22条 契約者は、現在、暴力団・暴力団員・暴力団準構成員・暴力団関係企業・総会屋・社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等・その他これに準ずる者（以下、「反社会的勢力」という）のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等に属する者ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
- 2 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告をすることなく契約を解除することができ、契約者に損害が生じてもこれを賠償することを要しません。
- (1) 契約者が、反社会的勢力に該当すると認められるとき
  - (2) 契約者の経営に反社会的勢力が実質的に関与していると認められるとき
  - (3) 契約者が反社会的勢力を利用していると認められるとき
  - (4) 契約者が反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
  - (5) 契約者または契約者の役員もしくは契約者の経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
  - (6) 契約者自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力および風説の流布・偽計・威力を用いた信用棄損・業務妨害その他これらに準ずる行為に及んだとき

(協議等)

**第 23 条** 本規約に規定のない事項及び規定された項目について疑義が生じた場合は、契約者と当社は誠意を持って協議の上解決することとします。なお、契約の何れかの部分が無効である場合でも、契約全体の有効性には影響がないものとし、かかる無効の部分については、当該部分の趣旨に最も近い有効な規定を無効な部分と置き換えるものとします。

(合意管轄)

**第 24 条** 契約者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合には、その訴額に応じて当社本社所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

株式会社エーピーコミュニケーションズ  
2016年 6月30日制定  
2017年10月31日改定